

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

入院時の食事負担額変更について

・平成28年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的にご負担いただくこととなりました。

・ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方などの負担額は据え置かれます。

【入院時の負担額】

		平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
①	一般の方	260円 (1食あたり)	360円 (1食あたり)	460円 (1食あたり)
②	住民税非課税 の世帯に属する 方(③を除く) (区分Ⅱ)	210円 (1食あたり)	負担額の引き上げは行いません	
③	住民税非課税世帯 で一定所得以下の 方(区分Ⅰ)	100円 (1食あたり)	負担額の引き上げは行いません	

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証(右図)を被保険者証等に添えて医療機関の窓口にご提出してください。
(赤丸のところに該当区分が記載されています)

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者、または当院医事課、医療ソーシャルワーカーにお問い合わせください。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
被保険者住所	広城市連合町1丁目
被保険者氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成27年 8月 1日
有効期日	平成28年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院 該当年月日	平成27年 8月 1日 保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 印

お薬手帳を持参しましょう！

お薬手帳には、重複投薬や、副作用による健康被害を防ぎ、さらに飲み残しや不適切な薬の処方を減らす目的があります。4月から診療報酬の変更によりお薬手帳を持参の方で6か月以内に来局の方は負担金額が軽減されることになりました。

ご自分の身体のため、そして不必要な医療費負担を防ぐためにも、忘れずに持参するよう心がけましょう！！

大規模病院への紹介状なし初診料の変更について

大規模病院への受診は、本来、かかりつけ医が診察の上で詳しい検査や治療が必要と判断された場合、適切な医療機関を紹介し紹介状の作成を行ったうえで受診するものです。この4月から、紹介状なしで対象医療機関に受診する場合、窓口負担とは別に以下の料金が加算されることになりました。

○定額負担の最低料金

- ・初診時 5,000 円（歯科は 3,000 円）
- ・再診時 2,500 円（歯科は 1,500 円）

※この金額は最低料金で、実際の金額は病院の裁量で決められる。

○対象となる医療機関：

- ・特定機能病院
- ・一般病床 500 床以上の地域医療支援病院

具体的には高度医療を提供している大学病院や国立病院機構、複数診療科がある大きな民間病院等。

○例外規定

- ・緊急その他やむを得ない事情がある場合
救急の患者、難病などで公費負担医療対象の患者、無料定額診療事業の対象患者、HIV感染者。
- ・その他、定額負担を求めなくてもよい場合

同じ病院内の他の診療科を受診中の患者、メタボ健診やがん検診などの結果で精密検査を受けるように指示された患者、症状が重くて受診後すぐに入院した患者、その病気を専門に治療する診療所が地域にない場合、新しい薬などの治験に協力している患者、災害で被害を受けた患者、など。

地域のかかりつけ医の先生と相談しながら、必要なときに適切な医療を

受けるよう、普段から心がけていきたいですね！！

「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと…などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば…

- 「入院や外来受診で分からないこと」
- 「医療費・生活費の心配」
- 「社会福祉制度や介護・施設のこと」
- その他「誰に相談してよいか分からないこと」…など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

2名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：横田、田附（たつき）